

令和8年「岡崎の桜まつり」 出店協賛 募集要項

歴史と伝統があり春の風物詩でもある「岡崎の桜まつり」をより魅力あるイベントとするため、岡崎城公園や乙川河川緑地などに、観光客や花見客が楽しめるスポットや喫食エリア、仮設トイレやゴミステーションを設置し、より快適な空間づくりを実施致します。

協賛事業者様と共に会場づくりをすることで、「共にまつりを盛り上げ、桜まつりの魅力向上を目指す」という趣旨のもと、下記の募集要項にて出店協賛を募集します。要項を熟読いただき、同意いただける方は、お申込み下さい。

1 出店協賛概要

(1) 出店条件

「出店協賛」一覧表

出店場所	出店期間	出店形式	協賛料金 (税込)	営業時間	出店区画	準備いただく物	募集数	
乙川河川緑地 右岸	3/25（水）～ 4/5（日）	物販テント 出店	110,000円	10：00～ 21：00	2.7m × 3.6m (間口2.7m) テントは主催者が準備 机2本椅子2脚付	電源、照明、出店 者用机・イス、ガ ス、水、(火気使 用者は消火器)	10店舗程度	
		飲食テント 出店	220,000円		8m × 2m		40店舗程度	
		キッチン カー出店	190,000円		3m × 3m テントの種類は三寸屋台 テントは出店者が持込		30店舗程度	
		屋台風テン ト出店					40店舗程度	

- ・アルコールの提供可、夜間ライトアップあり（21：00まで）
- ・屋台風テントは、強風時でも飛ばされないよう必ずペグ打ちとウエイトを準備ください。
- ・キッチンカーは留め置き出来ません。

※出店場所のイメージ図は本募集要項11でご確認ください。

物販テント出店について

- ・飲食物（弁当・惣菜などその場で調理していないもの）の販売は不可です。
- ・飲料についてはペットボトル、缶等でも冷やしたり、温めたりの販売は不可です。
- ・常温で長期保存しても食品衛生上問題のない包装食品の販売は可能です。

(2) 出店資格

申込時に、以下①～⑦を満たしていること。

① 令和7年12月1日時点で

ア：岡崎市内に事業所または店舗を所有し、現在も営業を行っている事業者

イ：岡崎おもてなしキャラバン隊に登録している方、もしくは事業者

ウ：家康印に登録している事業者

エ：申込者（代表者）が岡崎市在住の方で、すでに必要な営業許可証を所持しており、1年以内に市内のイベント出店経験がある方

のいずれかに該当している方。

※「ア：岡崎市内に事業所または店舗を所有し、現在も営業を行っている事業者」の条件を満たしている場合は、確認のため、申込時に法人登記されていることが証明できる証明書の写し（法人設立届、法人開設届や法人所在証明書など）の提出が必要。

※「エ：申込者（代表者）が岡崎市在住の方」の条件を満たしている場合は、住所地が岡崎市内であることの確認のため、申込時に身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）の提出が必要。

② 上記①の条件に該当しており、なおかつ申込者（代表者）が必要な営業許可を所持していること。

※食品臨時営業許可を取得予定の場合は上記①の「ア」「イ」「ウ」の条件に限る。

③ 販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入している方、もしくは加入できる方。

※物販出店は損害賠償保険、飲食出店は損害賠償保険と生産物賠償責任保険

④ 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。

⑤ 出店が決定した段階で提出すべき「出店誓約書」及び「表明・確約書」の内容を理解し、これらの書類を嘘偽りなく提出できる者であること。

⑥ 河川増水などで緊急に設置物の撤去が必要になった場合、どの時間帯でも連絡が取れて、90分以内に設置したすべての撤去作業が行えること。

⑦ 申込者（代表者）が営業初日に現場で営業許可証や保健所、消防の検査に立ち会えること。

※名義貸し、出店権利の譲渡は固く禁じます。申込者（代表者）と出店者が異なる形での応募及び出店は出来ません。

※1事業者につき1区画まで。

※申込多数の場合は、出店資格①の条件「ア」「イ」「ウ」に該当している方を優先し選考を行います。

(3) 出店場所

各店の出店場所は抽選により決定します。

※抽選は出店者説明会時に実施します。

(4) 撤去日

4月6日（月） ※8:00～12:00に撤去作業を行うようにしてください。

(5) 申込方法

○申請フォームから申込（推奨）

右記のQRコードからアクセスし、申込手続きをしてください。

フォームからお申し込みをいただいた場合、紙の出店協賛申込書の提出は不要です。

↓出店協賛申込↓



○メール、FAXにて申込

「桜まつり出店協賛申込書」に必要事項をご記入いただき、専用メールアドレスに申込書と必要書類を添付して送信いただくか、FAXにて送信してください。

※「桜まつり出店協賛申込書」は、HP岡崎おでかけナビ 特集「岡崎の桜まつり」内にある出店協賛申込書をダウンロードしてください。

【メール、FAXで出店申込する場合の提出書類】

①：出店協賛申込書

②：証明書の写し

- ・法人：法人登記されていることが証明できる証明書等の写し
- ・個人：身分証明書等の写し

※キャラバン隊、家康印に属している方は不要

③：出店に必要な営業許可証の写し

- ・キッチンカー出店：食品営業許可証
- ・飲食テント出店、屋台風出店：露店営業許可証

※食品臨時営業許可証は営業初日に発行されます。出店確定後、岡崎市保健所に各自で申請してください。

- ・テント物販出店：特になし

※上記の書類に不備・不足があった場合は応募受付出来ません。

(6) 申込期限

令和8年 1月15日（木） 16:00まで

(7) 選考結果通知

令和8年 1月30日（金）までに 選考結果を通知します。

通知は原則メールにて行いますので、必ず申込時にメールアドレスを記入してください。

出店が決定したら、以下の書類を提出してください。

①：出店条件に必要な保険証券の写し

②：出店誓約書（別紙1）の提出

③：表明・確約書（別紙2）の提出

3月4日（水）の出店説明会時に上記必要書類を提出ください。

2 出店者説明会

日時： 令和8年 3月4日（水） 15:00～

場所： 岡崎市民会館 甲山会館（ホール）

当日出店場所の抽選を行います。

※説明会参加者で希望出店場所を選ぶ順番を抽選し、出店者ご自身で出店場所を選択して決定します。

3 出店協賛の支払いについて

説明会時に振込先をお伝えしますので、期日までにお支払いください。

振込期日： 令和8年 3月13日（金）

※振込期日までにお支払いのない場合は、出店できません。

4 注意事項

(1) 出店期間中は必ず岡崎市観光協会の指示に従い、代表者もしくは現場責任者は常に連絡が取れるようにしていただき、緊急時に対応できるようにしてください。

(2) 販売許可された出店場所内のみで行い、その他の場所での販売などの行為は行えません。

(3) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないよう出店者で清掃してください。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求いたします。

(4) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。

(5) 申請書類に虚偽の内容があった場合は、出店をお断りします。開催期間中も隨時現地にて営業許可証が申請時と差異がないかを確認し、虚偽が発覚した時点で退店していただきます。
※退店しても返金はございません。

(6) 割り当てられたスペースの一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに退店していただきます。

(7) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミステーションに持ち込まれたりした場合は、処理費を請求いたします。

(8) 出店にかかる盗難・紛失については、岡崎市観光協会は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。

(9) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。

(10) 出店期間中の営業終了時刻は21:00です。この時間に必ず営業を終了してください。

- (11) 来場者に不快を与える行為（店舗内・店舗付近での飲酒・喫煙、刺青・タトゥーを見せびらかす、過度の肌の露出等）は禁止します。主催者が悪質と判断した場合は退店していただきます。
- (12) 食品を販売する事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

5 出店者用駐車場について

- ・出店者用駐車場（有料）を近隣に用意する予定です。※1店舗につき1台まで。

6 備品レンタルについて

出店される方で発電機などの備品レンタルを希望される方には、出店者説明会にて受付を行います。

7 イベントの中止について

荒天時や河川の増水が予測された時は岡崎市と協議してイベントを中止する可能性があります。

8 補償、返金について

桜の開花状況や天候不良による来場者減少に伴う営業損失についての補償は行いません。
また、いかなる理由でも協賛金の返金は致しません。

9 申込先（メール、FAX申請の場合）・連絡先

一般社団法人岡崎市観光協会

〒444-0045 愛知県岡崎市康生通東2丁目47番地

電話 0564-64-1637 FAX 0564-64-1638

平日 9:00~17:00

メールアドレス sakura@okazaki-kanko.jp

担当 小幡、蜂須賀

10 出店レイアウトイメージ ※変更の可能性あり



本書は、出店が確定次第(令和8年1月30日以降)ご提出ください。

別紙 1

出店誓約書

私は令和8年「岡崎の桜まつり」への出店申込みにあたり、出店協賛募集要項及び次の事項を厳守することを誓約します。

- 1 出店するにあたり、関係法令を遵守いたします。
- 2 「出店協賛募集要項」の記載事項を守ります。
- 3 出店場所・営業時間などを含めた一切の事項について、主催者の判断に従います。その際には、主催者に対していかなる損害賠償も求めません。
- 4 申込み以外の商品を取り扱いません。
- 5 出店にあたり発生した事故及びクレーム、イベント運営や物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任をもって解決し、主催者に一切の賠償などの請求は行いません。
- 6 商品については、搬入から搬出まで出店者が責任を持ち、盗難、紛失があった場合も出店者が責任をもち、主催者に一切の賠償など請求は行いません。
- 7 出店にあたり出た事業ゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
- 8 会場内においては、事業の安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は、速やかに指示に従います。
- 9 「出店協賛募集要項」に違反した場合、申請書類に虚偽の内容があった場合、名義貸しや出店権利の譲渡が発覚した場合は即刻退店し、その後出店料の返金も求めません。

令和8年 月 日

一般社団法人岡崎市観光協会 殿

住所

会社（店舗）名

代表者名

表明・確約書

私及び役員等（法人役員、使用人その他の従業者を含む。以下「私」という。）は、令和8年3月25日～令和8年4月5日に開催される岡崎の桜まつりに出店するに当たって、以下に掲げる各項目を申告します。また、この申告について虚偽が無いことを表明し、将来においても相違ないことを確約します。

この「表明・確約書」に虚偽の申告をした場合は、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることを理解しており、出店ができない又は出店を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めるなどとともに、これにより損害が生じた場合は一切私（当店）の責任とします。なお、「表明・確約書」の内容について、岡崎市暴力団排除条例第6条における排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、岡崎市を通じて愛知県岡崎警察署へ提供することに同意します。

- 1 私は、暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当する者ではない。
- 2 私は、暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者ではない。
- 3 私は、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係にある者ではない。
- 4 私は、暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者ではない。
- 5 私は、暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者ではない。
- 6 私は、暴力団等と生計を同一にする関係にある者ではない。
- 7 私は、前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者ではない。
- 8 私は、自ら又は前各号のいずれかに該当する者や法人等を利用して、営業に際して以下の各号のいずれかの行為も行いません。
 - (1) 暴力的の要求行為及び法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - (3) 他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - (4) 他の者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為

令和 年 月 日

（宛先） 一般社団法人岡崎市観光協会 殿

表明・確約する者（代表者） 住 所 _____

氏 名 _____

※記名の場合は押印してください

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 歳）

会社（店舗）名 _____

所在地 _____

当日使用人（従事者）数 _____ 名 _____